

和泉市防災協力農地登録制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、災害時における市民等の安全確保及び復旧活動の円滑化を図る用地を確保するため、避難空間及び災害復旧支援用地として活用できる農地をあらかじめ登録することにより、農地が農作物の生産の場だけでなく、貴重なオープンスペースであることを市民に理解を得るとともに、農地の保全と都市農業の振興に寄与することを目的とする制度について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害をいう。
- (2) 市民等 市民又は市内に滞在し、若しくは市内を通過する者をいう。
- (3) 防災協力農地 災害時に避難空間及び災害復旧支援用地として使用する農地をいう。
- (4) 避難空間 災害を受け、又は受けるおそれのある市民等が避難する場所をいう。
- (5) 災害復旧支援用地 農地の原型復旧に支障とならない仮設住宅建設用資材その他の災害復旧に必要な資材等の仮置き等をする場所をいう。

(登録対象農地)

第3条 防災協力農地として登録の対象となる農地は、災害時に避難空間及び災害復旧支援用地として利用可能な道路に接しており、かつ、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 生産緑地法（昭和49年法律第69号）第3条第1項の規定による生産緑地地区内の農地
- (2) 前号の農地以外の概ね500平方メートル以上の一団の農地
- (3) すでに登録されている防災協力農地に接する農地

(登録の申出)

第4条 自己の所有する農地を防災協力農地として登録しようとする者は、和泉市防災協力農地登録申出書（様式第1号）に必要事項を記入のうえ、市長に提出するものとする。

2 小作権等が設定されている農地又は共有物である農地を、防災協力農地として登録しようとする場合においては、あらかじめこれらの権利を有する者の同意を得た上で、前項の規定による申請を行うものとする。

(登録等)

第5条 市長は、前条の規定による申出書の提出があった場合は、その内容を審査し、防災協力農地として登録することが適当であると認めたときは、当該農地を和泉市防災協

力農地登録簿（様式第2号）に記載するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により農地を防災協力農地として登録したときは、当該申請をした所有者に和泉市防災協力農地登録証（様式第3号）を交付し、必要に応じて防災協力農地である旨を表示する標識を当該防災協力農地に設置するものとする。

（登録の解除）

第6条 登録証の交付を受けた者（以下「登録者」という。）は、防災協力農地の登録を解除しようとするときは、和泉市防災協力農地解除申出書（様式第4号）に必要事項を記入のうえ、市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による申出があった場合、又は防災協力農地が第3条各号に掲げる要件に該当しなくなった場合は、当該防災協力農地の登録を解除するものとする。

- 3 市長は、前項の規定により、防災協力農地の登録を解除した場合は、和泉市防災協力農地解除通知書（様式第5号）により、登録者に通知するものとする。

（登録の期間及び更新）

第7条 防災協力農地の登録期間は、登録日から2年を経過した日以後の最初の3月31日までとする。ただし、登録期間満了の1か月前までに、登録者から前条第1項に規定する解除の申出がないときは、さらに3年間登録を自動的に更新し、以後も同様とする。

- 2 前項ただし書に規定する登録の更新に際しては、その都度、当該登録者に登録証を交付する。

（災害時の使用）

第8条 災害が発生した場合において、市長が必要と認めるときは、市長は、防災協力農地を避難空間又は災害復旧支援用地として使用する。この場合において、防災協力農地を8日以上避難空間又は災害復旧支援用地として使用する場合は、市長は、登録者にその使用について要請するものとする。

- 2 前項の使用の要請は、文書で通知するものとする。ただし、緊急やむを得ない場合は、口頭により要請するものとする。

（使用期間）

第9条 防災協力農地を避難空間又は災害復旧支援用地として使用する期間は、2年以内とする。ただし、市長が必要と認めた場合は、登録者の同意を得てこれを延長することができる。

（補償及び土地使用料）

第10条 防災協力農地を使用した場合には、市長は、登録者に対して、別表に定める補償及び土地使用料を支給する。

（原状回復）

第11条 防災協力農地の使用が終了したときは、市長は、速やかに防災協力農地を使用前の農地の状態に回復し、所有者に返却する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、防災協力農地制度について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和元年7月30日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令達の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際この規則による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により提出された書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現にある旧様式による書類については、当分の間所要の調整をして使用することができる。

別表(第10条関係)

1 防災協力農地を7日以内避難空間として使用する場合

農業補償額	次のいずれかの額 (1) 使用した防災協力農地における、収穫前の農作物の粗収入見込額。 ただし、当該農作物に市場による価値があるときは、その処分価格を控除した額 (2) 作物を作付けするため投下した種苗及び肥料等の額
-------	---

2 防災協力農地を8日以上避難空間又は災害復旧支援用地として使用する場合

使用の区分	土地使用料の額	農業補償額
使用した農地が耕作地の場合	使用した農地の固定資産税及び都市計画税の税相当額を使用月数に応じて計算した額	前項に規定する農業補償額
使用した農地が不耕作地の場合		なし

備考

- 1 原状回復に際し、土の入替えが必要であると市長が認めた農地については、土地の地力低下に対して、農業補償額を基準として、返還後1年目に50パーセント、2年目は25パーセント相当額を補償する。
- 2 使用月数を計算する場合において、1月未満の端数は1月として算定する。